

生産緑地法第10条の2第1項の規定による特定生産緑地の
指定について（市決定）

特定生産緑地の指定について

1 特定生産緑地制度とは

特定生産緑地制度とは、指定から30年を迎える生産緑地について、所有者が申出を行うことにより、これまでの生産緑地としての運用を10年延長する制度です。

特定生産緑地の指定は、生産緑地の指定から30年経過する日（以下、「申出基準日」という。）までに行う必要があります。

また、特定生産緑地の指定にあたっては、生産緑地法及び都市計画運用指針に基づき、都市計画審議会の意見を聞くこととなっています。

参考（抜粋）

【生産緑地法第十条の二第三項】

市町村長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人（第三条第四項に規定する農地等利害関係人をいう。以下同じ。）の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会。第十条の四第三項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

【都市計画運用指針】

特定生産緑地の指定にあたっては、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならないこととされている。

2 指定の要件

特定生産緑地に指定するには、次の条件を満たす必要があります。

1. 現在、生産緑地地区に指定されている農地であること。
2. 特定生産緑地に指定する農地に権利（所有権や貸借権など）を有する全員からの同意を得ること。
3. 生産緑地として、適正に営農されていること。また、行為の制限を遵守し、農地として正しく管理されていること。

※申出基準日以降は、特定生産緑地に指定することができません。

※桶川市の申出基準日は、令和4年12月8日です。

3 指定の有無による比較

	特定生産緑地に 指定した場合	特定生産緑地に 指定しない場合
今後の運用	・ 10年ごとに継続の可否を選択可能 ・ 相続の発生等によるものを除き、原則10年間営農を継続しなければならない	・ 申出基準日以降は特定生産緑地に指定できない ・ いつでも買取り申出可能
固定資産税等の評価	・ 農地評価 ・ 農地課税	・ 宅地並み評価 ・ 宅地並み課税 (激変緩和措置あり)
相続税の納税猶予	・ 納税猶予あり (終身営農が条件)	・ 納税猶予なし (現世代で受けている納税猶予のみ、終身営農を条件に継続)
農地にかかる制限	・ 建築等の行為の制限あり (10年間) ・ 営農を継続すること (10年間)	・ 建築等の行為の制限あり (買取り申出をすることで解除可能) ・ 営農を継続すること (行為制限が解除されるまで)

4 特定生産緑地指定に向けた主な流れ

令和2年8月～ 令和3年1月	生産緑地地区の現地調査及び 所有者への個別説明	
令和3年2月～3月	所有者宛て特定生産緑地の指定に係る申請 書類を送付し、順次受付を開始	
令和3年8月18日 令和3年9月9日 令和3年9月15日	都市計画審議会への意見聴取（1回目） 指定の告示（1回目） 所有者あて指定通知の送付（1回目）	31 地区 (指定済)
令和3年12月8日 令和3年12月27日 令和4年1月6日	都市計画審議会への意見聴取（2回目） 指定の告示（2回目） 所有者あて指定通知の送付（2回目） <u>※意見聴取後、1地区の所有者より意向を取り下げの旨の申出があったため、 指定告示を行ったのは意見聴取をした30地区中、29地区となります。</u>	29 地区 (指定済)
令和4年2月17日 令和4年3月14日 令和4年3月18日	都市計画審議会への意見聴取（3回目） 指定の告示（3回目） 所有者あて指定通知の送付（3回目）	36 地区 (指定済)
令和4年10月3日 令和4年10月中	都市計画審議会への意見聴取（4回目） 指定告示及び所有者等への通知（予定）	2 地区 (今回)

5 特定生産緑地指定状況

申請済み地区数：103地区

	申請済み 地区数	第1回指定 地区数	第2回指定 地区数	第3回指定 地区数	未指定の 地区数
全部指定	88	28	26	33	1
一部指定	10	3	3	3	1
指定希望無	5				
合計	103	31	29	36	2

6 特定生産緑地に指定する地区数及び面積

今回、本審議会では意見の聴取を行う地区数及び面積は次のとおりです。

地区数 2地区
面積 0.19ha

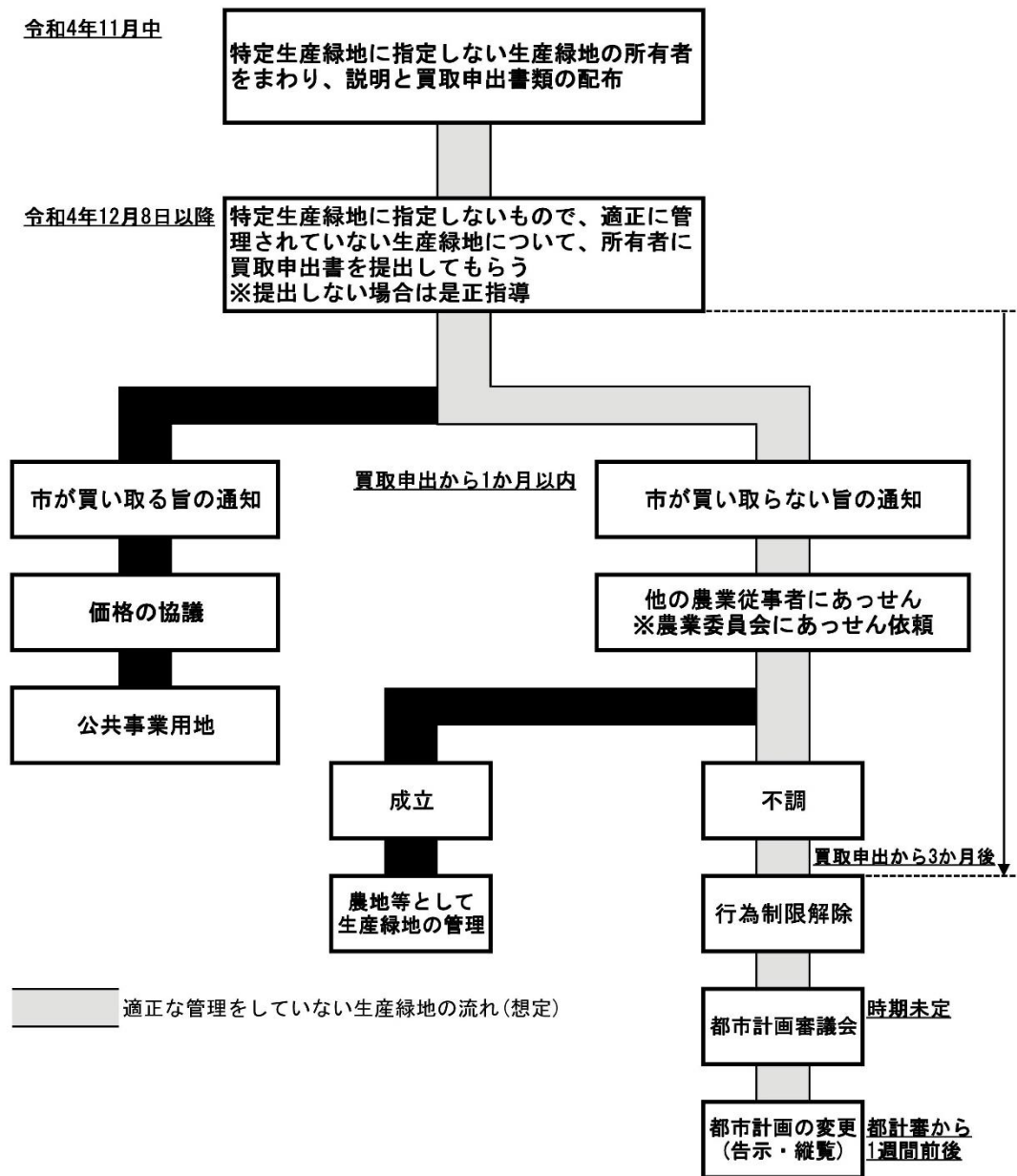
＜参考＞ 指定に係る申請の状況

生産緑地所有者数：90名

申請済み所有者数：90名

	申請済み 所有者数（名）	申請済み所有者 意向別割合（％）
全部指定	77	85.56
一部指定	8	8.89
指定希望無	5	5.55
合計	90	100.00

7 特定生産緑地に指定していない生産緑地の今後の流れについて



特定生産緑地(桶川市)の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

	生産緑地番号	所 在	面 積 (ha)		申出基準日	備 考
			生産緑地地区	特定生産緑地		
1	第 43 号	下日出谷東1-6-5 1-6-6	約 0.09	約 0.07	令和4年12月8日	一部指定
2	第 106 号	坂田東2-5-1 2-5-10	約 0.12	約 0.12	令和4年12月8日	
	計		約 0.21	約 0.19		

特定生産緑地指定案 地区別概要書

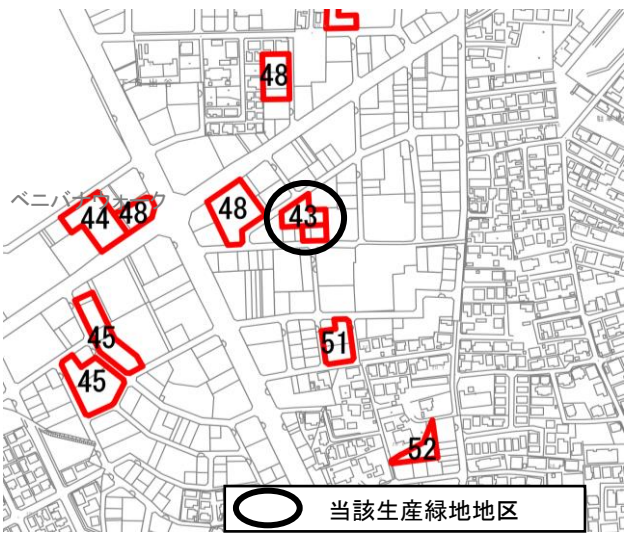
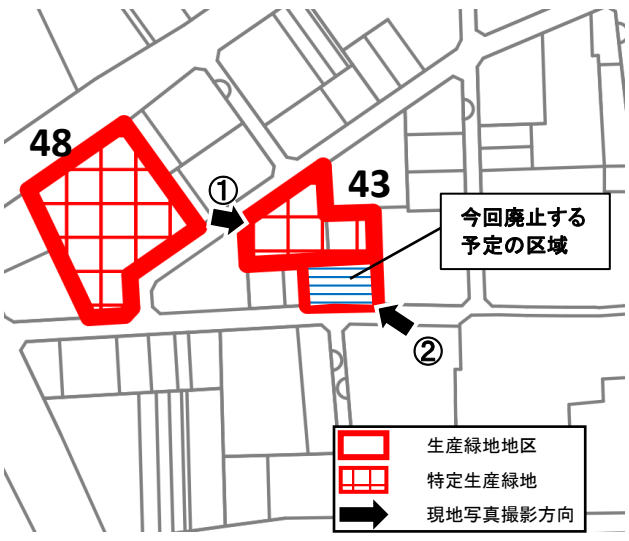
令和4年度第1回桶川市都市計画審議会 意見聴取分

(注意)

本資料には生産緑地地区の所有者等に関する個人情報に記載されております。個人情報としてお持ちいただき、個人情報保護のため、外部には出さないようご協力をお願いいたします。

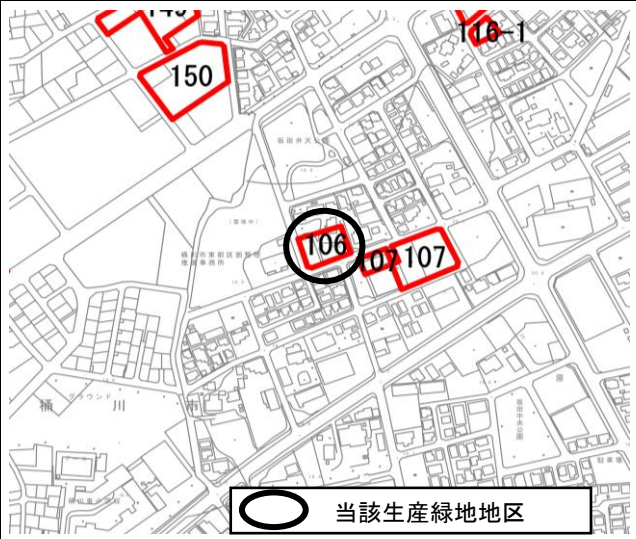
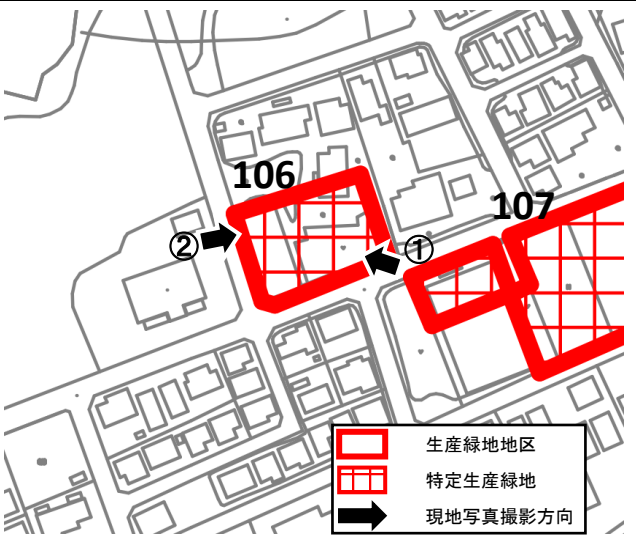
特定生産緑地指定案 地区別概要書

1

生産緑地番号	第43号	申出基準日	令和4年12月8日
所 在	下日出谷東1-6-5, 1-6-6, 1-6-10, 1-6-11		
面積	生産緑地地区面積	約 0.09 ha	備考 ・1-6-5, 1-6-6については、生産緑地地区を廃止する予定。(本審議会 議案第1号)
	特定生産緑地面積	約 0.07 ha	
所有権以外の権利	なし		
農地等の状況 ※所有者間取り調査による			
耕作状況	露地野菜(イモ類、葉物野菜等)		
是正指導の履歴	なし		
今後の予定	現状維持	自家用・出荷用の別	—
貸借の有無	なし	賃貸借制度の活用意向	なし
案内図		指定図	
 ○ 当該生産緑地地区		 今回廃止する予定の区域  生産緑地地区  特定生産緑地  現地写真撮影方向	
現地写真①		現地写真②	
 撮影日: R4.8.17		 撮影日: R4.8.17	

特定生産緑地指定案 地区別概要書

2

生産緑地番号	第106号		申出基準日	令和4年12月8日	
所 在	坂田東2-5-1, 2-5-10				
面積	生産緑地地区面積	約 0.12 ha	備考	・ハウスについてはR4.9.6現在解体中。解体後は、露地野菜の栽培を行う予定。	
	特定生産緑地面積	約 0.12 ha			
所有権以外の権利	抵当権(内容:相続税の納税猶予 抵当権者:上尾税務署長)				
農地等の状況 ※所有者聞き取り調査による					
耕作状況	露地野菜(ネギ、イモ類、葉物野菜等)				
是正指導の履歴	地区内にあった通路について、農道として是正済み。				
今後の予定	現状維持	自家用・出荷用の別		出荷用	
貸借の有無	なし	賃貸借制度の活用意向		なし	
案内図			指定図		
 ○ 当該生産緑地地区			  生産緑地地区  特定生産緑地  現地写真撮影方向		
現地写真①			現地写真②		
 撮影日: R4.9.6			 撮影日: R4.9.6		